

# 首都性について

『首都制度に関する答申』 都制調査会 (昭三七・九・八)

## はしがき

首都制度の基本的なあり方については、さきに地方制度調査会が答申したいいわゆる地方制案との関連において考慮されるべきであるが、同案による現行府県制度の根本的な改革は、実現の見通しの立たないまま今日に至り、また、近い将来においても実施されることは疑わしいと思われる。

一方、首都の存在する東京の当面する諸問題の根本的原因は、東京への人口と産業の急激な過度集中ならびにこれに対応すべき制度の不備と適切な諸施策の欠如及び運営上の欠陥にあると考えられるが、そこで特に問題となるのは次の諸点である。

### 1 行政の質量の複雑膨大化

都は、人口及び産業の急激な過度の集中に伴い、道路・港湾・その他の交通施設、上下水道・じん芥し尿処理・公害防止等の環境衛生施設、学校その他の文化教育施設、住宅、公園緑地等各般の施設の早急な整備を必要とし、全体として、都市構造の近代化のため各種の事業の実施に迫られている。そのうえ、都は、一般の府県、市町村の事務及び首都としての特殊性に基づく事務をもあわせ行なわなければならない立場にある。

その結果、都行政は、質量ともに複雑膨大化し、行きづまりの状況を呈している。

### 2 法制上における特殊性の考慮の欠如

都の行政は、一般の府県行政のほかに、「大都市及び首都」の行政をあわせ含んでいるが、大都市行政に即応する制度として特別区の制度を設けているほかは、このような都の特殊性に見合う特別な権能の付与と運営方式が考慮されていない。このことは、ひとり行政面のみでなく、財源の付与その他財政面についても同様である。

### 3 行政及び公共事業における総合調整の欠如

都の区域内における行政及び公共事業は、都自体が行なうもののほか、国、区市町村「各種の公共企業体その他公共団体等が主体となって相互に関連なくこれを行っており、これらを総合調整すべき組織に欠けるところが多く、その方法も極めて不備である。

#### 4 行政の広域化に伴う対策の欠如

東京の生活圏の拡大に伴い都行政の効率的執行を図るためには、現在の都の区域内だけでの解決が不可能もしくは著しく困難で、隣接県及びその管内市町村等との協力体制の整備にまたなければならないものが、ますます増加する傾向にある。しかしながら、これに対する配慮が充分になされているとはいえない。

#### 5 都の行財政における計画性及び実行力の欠如

都行政の当面する諸問題に対処するためには、事態の推移に応じ、将来の行政需要をも見通し、これに即応する適切な行政計画を樹立するとともに、これを強力に執行することが必要であり、また、これらの措置を適切に遂行する組織体制を整備することが緊要である。しかし、現在は、都の行財政を総合的に計画し、強力にこれを実施する組織体制に欠けるところが多く、財源の不足と相まって、都は、本来果たすべき機能を充分には果たしていない。

これらの諸問題の解決は、手をこまねいて遷延することを許さないほど焦眉の急を要する問題である。

そこで、当調査会は、いわゆる地方制のごとき府県制度を中心とする地方制度の根本的改革を前提とせず、現行地方制度の建前のもとに、都の基本的あり方の根本的解決を早急に図ることを目途として、本答申を行なうこととした。

### 第一 答申にあたっての基本的な考え方

#### 1 都は、地方自治制度の一環として、完全な自治体でなければならない。

東京は、わが国の首都として、統治の中枢機関の所在地であり、これに伴って、政治・外交・経済・文化の中心的地位を占めるわが国の代表的大都市である。このため、東京の行政制度を一般の府県と区別して国家行政組織の一環とし、又は少なくとも官治的色彩の強い制度にすべきだとする意見がある。しかし、東京都における首都的事務としてあげられるものは、僅かに国会・政府機関・外国公館等の警備、皇族・内外要人等の警護、外国賓客の接遇等、警察・渉外事務の一部に見られるほか、首都としての景観の維持を特に求められる程度であって、東京が当面解決を迫られている問題は、首都たることによって直接惹起された問題ではなく、大都市行政に通有の問題であるということが出来る。

さらに、東京がわが国の政治・外交・経済・文化の中心地として、そのもつ影響力が全国に及び、その施設の多くが全国民を対象として、その利用に供されるものであるとする見地から、東京が当面解決を迫られている問題の解決のために、国は、東京の行政に積極

的に介入すべきであるとする意見もある。もとより一国の首都における国家的象徴ともいふべき施設又は首都としての体面を維持するために必要な各般の公共施設を整備するために、国はその責任の一半を負うべきであろう。しかし、その責任は主として、財政面における特別の配慮及び都だけでは解決の困難な問題についての行政面における協力援助という形で果たされるべきものである。従来 of 都の問題に対する国の無関心な態度、これに基づく有効適切な施策の欠如、各省庁間の意思の不統一、行政措置の遅延等を反省するとともに、都を富裕団体視することによって都の固有の財源をさえはく奪しようとするような態度こそ是正する必要がある。

首都たる大都市整備の諸事業は、全国民に関係を有するとはいえ、直接には地元住民自身の最大関心事であり、住民みずからの責任と創意に基づいて完遂されるべきものであるから、東京に関する行政は、基本的には憲法に明示する地方自治の精神に基づき、完全な自治体たる都を中心として、総合的、合理的な計画のもとに、強力かつ一体的に行なわれなければならない。

以上に述べたように、東京都は、地方自治制度の一環として、現行制度上に認められるように、完全自治体でなければならないが、同時に東京都は、大都市及び府県の機能をあわせ行なうべき特殊な団体であるとする現行制度の建前をここに再確認しなければならない。

わが国地方制度は、普通には府県と市町村をもって構成されているが、現在の東京都の制度は、区部においては府県と市の機能をあわせ有する特別の形態、市郡部においては都と市町村の二段階の地方公共団体を認める普通の形態によっている。

東京都は、人口九六八万人(区部人口八一三万人)を擁し、わが国第二の大都市大阪市の三〇一万人に比しても隔絶した規模を有し、大ロンドン八二五万人、ニューヨーク市七七八万人等をしのぐ世界第一の大都市となっている。しかも、都の人口の八六％は区部人口であり、大都市たる区部の都における比重と市郡部との相関関係は、五大都市の所在する府県の場合とは比較にならぬものがある。従って、かりに現行府県制度のもとに東京府、市を復活するとしても、区部においては再び極端な二重行政の弊を招来することは明らかであるのみならず、かえって東京の直面する問題の解決を阻害するおそれがある。

そこで、都は大都市及び府県機能をあわせ有し、さらに首都がここに存在している特殊な団体すなわち「首都たる大都市」として統一的には握し、その機能を民主的・能率的に発揮することができるように、次に述べるような対策を講じなければならないと考える。

## 2 都は、「首都たる大都市」の特殊な機能を適切に発揮すべき体制を整備しなければならない。

都は、「首都たる大都市」として、広はんかつ複雑多様な行政を有効適切に行なわなければならないのであるが、その処理すべき事務は、企画・調整・管理等の中核的事務のほか、具体的な実施事務にまで及び、全体として、その質の多様さと量の膨大さは、現在の都庁

においてはすでに経験しているように、単一の組織機構のもとでは、もはやその目的に応じ、有効適切に処理すべき限界を遙かに越えるものがある。現在の都庁においては、計画と執行とを分離することなく、原則として、単一の組織機構でそのすべてを処理し、本来果たすべき機能を十分に発揮することができない状態にあり、これが、都行政の行きづまりの一要因ともなっている。

そこで、都の本庁は、全般的な企画・調整・管理に関する事務及び全般的見地から都の責任において実施することを適当とする事務に限ってこれを担当するよう、その所管事務を整理限定してこれに専念することとするとともに、その他の実施事務のうち、住民の身近においてその意向を反映しつつ行なうことを適当とする事務は、下部機構たる団体の責任においてこれを執行することとし、いわゆる地方公営企業についてはその管理運営に改善を加え、さらに、特に経済性、機動性が要求される事務については、特別の法人による間接公営方式を採用することが適当である。

これに伴って、各執行主体の組織体制が、その担当事務を民主的、能率的に執行することができるよう、それぞれ組織の合理化をはかるとともに、執行主体相互間の統一と緊密な連絡を確保することができ、都の組織体としての総合的活動をより効果的に推進することができるよう、制度およびその運営を改める必要があると考える。

## 第二 都の区域

首都たる大都市としての東京の機能する範囲は、社会経済の実態に即してみれば、現在の東京都の区域を越えていることは事実であるが、行政区域は、いわゆる社会経済圏又は都市圏と必ずしも合致することを絶対の条件とするものでなく、行政の効率的運用、行政組織上に生ずる諸問題を考え、ことに住民感情等を基盤とする長い伝統にかんがみ、さらに今後の実現性等を考慮するときは、都の区域は、現在の区域とすることを適当と考える。

都の区域内だけでは解決の困難な問題も少なくないが、これは、「第八、広域行政処理に関する措置」に述べるような広域行政処理方式によるものとする。

## 第三 都の性格

都は、他の地方公共団体と区別して官治的色彩の強いものとすべき理由はなく、また、その処理すべき事務事業の中には、全国民に関連を有するものが含まれているとはいえ、その大部分が地域住民の日常生活及び社会経済活動に密接に関連する大都市事務であるから、これら地域住民を構成員とする地域団体としての都は、地方自治の本旨に則り、他の府県と同様、これを完全自治体としている現行制度によることを妥当と考える。

#### 第四 都の事務及び権能

一 首都たる大都市の建設経営を総合かつ能率的に行なうことは、原則として地域団体たる都の責任に属すると考えるべきである。

都がこの責任を果たすためには、首都たる大都市の建設経営にかかわる事務事業を、それぞれの行政主体の責任に応じて、民主的、能率的に処理し得るよう適切に配分することが必要である。

##### (1) 国のとるべき措置

国は、都がその事務事業を責任をもって適確に実施し得るよう、国の段階において処理すべき施策の迅速かつ統一的な決定を行なうとともに、都の区域内における行政(たとえば交通行政事務)が都知事のもので総合調整され、円滑に実施されうるよう必要な権限を都又は都知事に委任又は移譲すべきである。

##### (2) 都及び下部機構

都と下部機構たる団体との事務配分にあたっては、都は、全般的な企画管理事務、統一的に処理する必要がある事務、大規模事務事業及び高度の専門的技術を必要とする事務を分担し、住民の身近においてその意向を反映しつつ行なうことを適当とする事務は、これを下部機構たる団体に委ねるとともに、都とこれらの団体及び団体相互間の統一と調整を図り得るよう適切な措置を講ずることが適当である。

##### (3) 間接公営方式

都及び下部機構たる団体の担当すべき事務であっても、その処理の能率化を図る観点から、経済性と機動性を特に強く要求されるような事務については直接執行するよりも、民主的統制の方法を考慮しつつ、特別の法人による間接公営方式に委ねるのが適当である。

二 このような観点から、都が執行することを適当とする事務事業を例示すれば、次のとおりである。

##### (1) 総合的な基本計画の策定に関する事務

(2) 中央卸売市場・大学・高等学校の設置管理、住宅建設、市街地開発事業、幹線街路・河川・港湾の建設及び維持管理、上水道・下水道及び工業用水道の経営等大規模及び広域にわたる事務

##### (3) 警察・防災・交通行政等統一的処理を必要とする事務

##### (4) 試験研究機関・特殊な相談機関等高度な専門的技術を必要とする事務

(5) 事務対象の僅少のため又は経費の節減、機動性の発揮の必要等のために、下部機構たる団体が処理することが不適当な事務

- (6) 都と下部機構たる団体及び下部機構たる団体相互間の連絡調整に関する事務
- (7) 区域内における行政主体及び事業主体の事務事業の総合調整に関する事務

三 都が間接公営方式により執行することを適当とする事務事業を例示すれば、次のとおりである。

埋立事業、用地取得造成事業、零細企業資金貸付事業、集金事務、住宅管理事業

## 第五 都の組織

一 完全自治体としての性格に基づき、議会、長その他の執行機関の選任、権限等は現行地方自治法の定めるとおりとし、行政の適正化及び能率化を図るためそれぞれ本来の権限の範囲を尊重し、相互に権限の紛淆を来たさないようにする。

二 都庁は、その分担する事務及び権能に応じ、その組織を再編成し、できるだけ簡素強化し、事務執行の能率化を図るため、次の措置をとる。

(1) 「首都たる大都市」としての都の機能を十分に発揮することができるよう、事務事業の計画を担当する部門と実施を担当する部門とを明確に区分する。

ア トップマネジメントの強化を図り、その補佐機構として総合企画管理機構を設け、都行政における総合管理、連絡調整の機能を担当させる。

イ 本庁各局は原則として企画・調整・管理事務のみを担当する。

ウ 事務事業の実施は、本庁以外の行政機関、事業実施機関、営造物管理機関等の出先機関がこれにあたることとする。そのため職務権限は、できるかぎり出先機関の長に委任するとともに、決裁手続の簡素化を図る。なお、出先機関については、極力統廃合又は合理的再配置を行なう。

(2) 地方公営企業の経済性の発揮を図るとともに、業務の民主的能率的運営を期するため、地方公営企業関係法令を改正して、地方公営企業に意思決定機関としての管理委員会を設置するものとする。管理委員会は、企業経営に知識経験を有する者、利用者代表及び都職員をもって構成し、その委員の任命には議会の同意を要するものとする。

(3) 事務事業の実施の適正化と進捗を図るため、行政考査制度を確立する。

三 都の区域内における他の執行主体及び事業主体との総合調整を図るため、関係行政機関の責任者を構成員とする連絡調整機関を設けるとともに、電気・ガス・交通等の企業者が事業を執行するにあたり、都民生活に重大な影響を与える事項については、事前に都知

事に協議させるものとする。

四 組織体制の整備とともに、その運用にあたるべき有能の職員を確保し、職員の志気を高揚するため、現在の人事管理制度について、次のとおり改善を行なうものとする。

- (1) 試験制度を改善して、任用、昇任の合理化を図る。
- (2) 研修制度を拡充して、適材の養成と資質の向上を図る。
- (3) 勤務成績評定制度を合理化し、適材適所配置策を徹底する。
- (4) 責任と能力に応ずる合理的給与制度を確立する。
- (5) 定年制その他これに代わる適当な制度の採用を考慮する。
- (6) 知事の指揮監督を受ける国家公務員の身分切替措置を講ずる。

五 都政の進展は、住民の自覚と協力にまたなければ、到底満足な成果を期し得ないものがあるので特に住民の関心を高め、その理解と協力をうるため、都はその行政の計画と実績を絶えずPRするように努めるとともに、都政モニター制度の拡充強化等、広く各階層から都政への批判を得られるよう措置する。

## 第六 下部機構

特殊にして複雑膨大な都行政の一体性を保持しつつ、その民主的、能率的な処理を図るためには、都のみで一切の行政を行なうことは適当でないので、都に包括される地方公共団体(以下「下部機構」という。)として、現に特別区の存する区域に特別区を、その他の区域に市町村を置く。なお、特別区の存する区域に隣接して市街地化しつつある区域にも特別区制の適用を考慮する。

### 1 特別区(以下「区」という。)

#### (1) 区の区域

各区の区域は、人口・面積・財政力の均衡及び将来における発展の状況等を勘案し、住民福祉の向上に資するため、民主的統制を確立しつつ、効率的な処理をなしうる単位として適正な規模となるように、特別区制を適用する地域全体を通じて、その分合を考慮する。

なお、分合の実施の有無にかかわらず、錯雑した境界については、住民の便益に適合するよう、これを是正するものとする。

#### (2) 区の性格

区の存する区域全体の社会的一体性にかんがみ、行政の統一性と均質性を確保する必要があるため、各区を完全な自治体として独自の行政を行なわしめることは特別区の実情に

即しないのみならず、特別区を完全自治体として支える独自の区民意識が必ずしも強固であるとはいえない現在の実情を考慮し、区の性格は、都の下部機構として都の統制下に置かれる制限自治体とする。

### (3) 区の組織

#### ア 区議会

議会の能率的運営を図るため、議員の定数は、人口比によるものとしている現行制度を改め、その定限を引き下げる等の方法により、これを縮減するものとする。

#### イ 区長

区長は、区の住民が直接これを選挙する。区長の地位、区議会との関係、住民の区長解職請求権は現行どおりとするほか、大都市の一体性の確保を必要とする事務について、区長が、都知事の指揮監督に服さず、又はその事務の管理もしくは執行を怠る場合には、都知事は区民の一般投票による区長の解職を請求することができるものとする。

#### ウ 補助機関

(ア) 区助役は現行のとおりとする。

(イ) 区収入役は現行のとおりとする。

(ウ) 特別職及び単純労務に従事する職員を除くほか区の事務に従事する職員は、各区の事務量に応じた適正な定数に基づいて都の職員を配属する。

#### エ 区に分課組織

区に分課組織は、都知事の定める一般基準に従い、区条例により定めるものとし、一般基準によりがたいときは、事前に都知事に協議するものとする。

### (4) 区の事務及び権能

ア 区又は区長は、法律又は政令の定めるところにより、次の事務を処理する。

(ア) 都の権能に属するもの以外の府県及び市の事務

(イ) 都知事の権限に属する以外の府県知事及び市長の事務

イ 都又は都知事の権限に属する事務のうち、区又は区長が処理することが適当なものは、都の条例又は規則により区又は区長に委任する。

以上のア、イの事務を例示すれば、幹線街路を除く道路、中小公園、義務教育施設及び地区的な社会教育・社会福祉・環境整備施設の建設管理、社会福祉及び環境衛生に関する事務、じん芥の収集等である。

### (5) 区の財政

ア 区の実務に要する経費は区費をもって支弁する。なお、義務教育職員の給与支払い等を除き、執行委任は廃止する。

イ 区の税は、市町村民税(個人分)及び市町村たばこ消費税とする。財源の不足分につ

いては、市町村民税(法人分)の全部及び固定資産税の一定割合を調整財源として、都が賦課徴収のうえ「特別区交付税特別会計」に繰り入れ、地方交付税の方式に準じて区に交付する。

#### (6) 都との関係

ア 都と区及び区相互間の事務処理の調整を図るため、都区代表者を構成員とし、定例的に開催する都区協議会を設ける。協議会は調整上必要の事項の方針決定に際し、事前の協議を行なう。

イ 区又は区長の権限に属する事務のうち、統一的処理を確保する必要の強いものについては都知事に一般的監督権を付与するほか、取消権、停止権、代執行権等を認めるものとする。

## 2 市町村

### (1) 三多摩地域所在の市町村

三多摩地域所在の市町村の制度は、以下の点を除いて現行のとおりとする。

#### ア 区域

人口・面積・財政力の均衡および将来の発展の状況等を勘案し、合理的な事務処理単位となるよう、規模の適正化を図ることを考慮する。

#### イ 事務および権能

(ア) 現在、市町村の権能とされている事務のうち、次のようなものは都の事務とする。

a 土地利用計画の策定事務

b 消防事務

c 特定の地域における水道用水供給事業

d 特定の地域における汚水処分場・し尿処理場・じん芥処理場の建設または管理

(イ) 保健所の事務は、人口に応じ、市の事務とする。

#### ウ 財政

市町村の区域における人口の急激な社会増等に伴う事業について市町村が一時的かつ多額な経費を要する場合、都は、市町村が施行しなければならない当該事業の経費の一部を配慮する。

### (2) 島しょ地域所在の町村

島しょ地域所在の町村は、その地理的環境による後進性が強くまた、財政的にも基礎が薄弱で、現状では、一般の行政需要を充たし得ない実状にあるから、これを是正する必要がある。

そのため、次の措置を講ずるものとする。

ア 道路・林道・砂防・海岸保全・港湾・飛行場・公園等の建設その他で島しょ町村の能力を越えるものについては都がこれを行ない、完成後、島しょ町村に委任または移譲するものとする。

イ 現に、都が、管理執行する以下のような事務は、町村に委任または移譲する。

(ア) 道路・林道・砂防・海岸保全・港湾・飛行場・公園等の維持管理

(イ) 都税の徴収

(ウ) 社会福祉関係支給金の支払

(エ) 都立・町立学校教職員給与の支払

(オ) 地区的試験研究機関

上記の措置に伴い、都の出先機関を簡素化するほか、通信連絡施設の整備等の措置を講ずるとともに、道路等の維持管理費については、その一部を都が負担するものとする。

## 第七 都の財政

一 都の自主財源として区の存する区域については、現行府県税および市町村税を、その他の区域については、現行府県税を都税とする。

二 都は、公共施設整備のため、膨大な財源を必要とするので、そのためには、みずから固定資産評価の適正化、都税滞納の解消等付与された財源の確保、下水道事業における受益者負担金の徴収等新財源の創出に努力し、また不要不急の事務事業の廃止、事務処理体制の簡素化、事務処理の機械化等により経費の節約に努めるとともに、長期計画を策定し、これに即応して財政運営の合理化を図るものとする。

三 東京は、政治・外交・経済・文化の中心的地位を占める大都市であり、都の施設の多くは、全国民も、これを利用する機会が多い。従つて、国は、都の公共施設整備について責任の一半を負い、次のような財政上の措置を講ずることが望ましい。

(1) 国は、首都整備のための特定の公共事業を執行するため、政府関係機関の新設を行なう等の措置を講ずることなく、それらに投入する財源を都に付与して、その執行に当らせるため、次のように措置する。

ア 都の公共施設の近代化と急速な整備が促進できるよう、国庫補助金については、都の実情に即した補助単価の改訂特別な補助率の設定および補助対象拡大について特別に配慮する。

イ 地方債について許可制を存続するとすれば、地方債計画のなかに特別の枠を設定する。なお、外債については政府が保証する。

(2)国は、地方交付税の算定基準の適正合理化を図るとともに、地方交付税の不交付団体であることを理由として、都を富裕団体視することなく、不交付団体であることによる地方税制上の特別措置および国庫支出金の制限措置等を廃止する。

## 第八 広域行政処理に関する措置

最近の行政需要の拡大に伴い、都の区域を越えて広域的に処理しなければならない事務事業がますます増加する傾向にある現在、都の機能を十分発揮させるためには、近隣地方公共団体の協力を得て、次のような措置を講ずる必要がある。

一 都および都と密接な関係を有する地域内における各行政主体および事業主体間の事業の連絡調整を図るため、都の主導権を認めた連絡協議会を設ける。

(1)連絡協議会は、都を中心とし、関係行政主体および事業主体をもつて構成するものとする。

(2)連絡協議会は、事務事業に関する計画およびその実施に関し、相互間の連絡および調整上必要な事項の協定、協定の実施の推進を図るものとする。

二 必要に応じ、共同処理方式を活用しまたは共同して間接公営方式による事業の経営を行なうものとする。

## 第九 国の都に対する配慮

都の問題の解決は、都の制度の改革および運営の改善のみによつては困難で、財政上の措置以外についても、国の協力をまたなければならないものが少なくない。この意味において、国は、問題の重要性を考え、次のような配慮をなすべきである。

一 都への人口・産業の急激かつ過度の集中の抑制および分散を図るため、国は、全国的見地に立つて、早急に全国総合開発計画を樹立確定し、全国的に人口・産業の再配置を行ない、さらに、新産業都市建設促進措置および低開発地域工業開発措置と相まって、地域格差の緩和是正を図るとともに、都内所在の諸施設の地方への分散のための諸施策をすみやかに実施するものとする。

二 わが国の政治・外交・経済・文化の中心としてふさわしい首都を建設するためには、国が全国的視野から行なうべき前記の諸施策と相まって、都と緊密な関連を有する首都圏

内においても、人口および産業の集中抑制と、既成市街地外への分散とを図るとともに、これらに即応した公共施設の整備を促進しなければならない。

このため、国は、次のような措置を講ずるものとする。

- (1) 首都圏整備計画は、事態の推移に応じて、適切に改訂する。
- (2) 首都圏整備委員会は、各事業主体が行なう首都圏整備事業につき、相互間の施策の統一と調整を図るとともに、事業の実施を強力に促進する。
- (3) 首都圏整備委員会は首都圏整備事業に関する予算を一括して計上する。
- (4) 首都圏整備委員会の委員に都知事を加える等、都の意向が十分反映されるような方途を講ずる。

(参考)

都制調査会(構成員)

会長	田中二郎	31.3.24-38.3.20	東京大学教授
副会長	菊地民一	"	都議会議員
委員	藤田武夫	"	立教大学教授
"	小倉庫次	"	都立大学教授
"	土屋清	31.11.9-38.3.20	朝日新聞社論説委員
"	荻田保	"	地方財政審議会委員
"	松隈秀雄	"	地方制度調査会委員
"	福良俊之	"	東京新聞社論説委員
"	水野東太郎	"	弁護士
"	木下義介	"	東京地方裁判所調停委員
"	高山英華	34.2.1-38.3.20	東京大学教授
"	佐藤達夫	36.4.1-37.9.3	国会図書館専門調査員
"	村田宇之吉	36.8.1-38.3.20	都議会議員
"	四宮久吉	"	"
"	小川精一	"	"
"	青山良道	35.7.21-38.3.20	"
"	加藤清正	36.8.1-38.3.20	"
"	中島喜三郎	35.7.21-38.3.20	"
臨時委員	栗原輝	36.12.1-38.3.20	中野区議会議員
"	国分好一	36.1.19-38.3.20	台東区議会議員
専門調査員	小沢辰夫		武蔵大学教授
"	川上勝己		国学院大学教授
"	永田一郎		法政大学教授
"	柴田徳衛		都立大学助教授
"	黒沼稔		東京市制調査会研究員
"	高木鉦作		"
"	田原大千		東京商工会議所調査部長
"	小島和司		都立大学教授

出典：区政春秋 第21号 首都制度改正に関する特集号

昭和40年11月15日 財団法人特別区協議会発行

本文：P361～371、都制調査会(構成員)：巻末関係者名簿P3